

丹生谷合併協議会だより



鷺敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第10号-2004年8月

第10回合併協議会を開催

日時 平成16年7月22日(木)
午後1時～午後2時20分
場所 相生ふるさと交流館2F会議室

第10回丹生谷合併協議会を上記日程により開催し「使用料・手数料の取扱いについて」「上・下水道関係事業について」「電算システム関係の取扱いについて」の3項目の協議を行いました。



第10回合併協議会日程

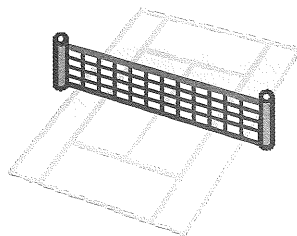
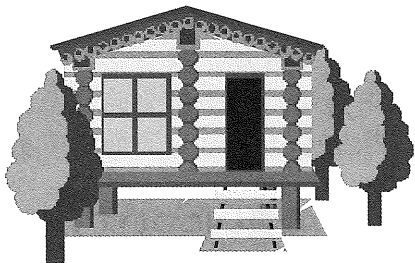
- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 開会 | 5 第11回協議会の協議内容について |
| 2 会長挨拶 | 6 第11回協議会日程について |
| 3 会議録署名委員の指名 | 7 その他 |
| 4 協議事項 | 8 閉会 |
| 46 使用料・手数料の取扱いについて | |
| 47 上・下水道関係事業について | |
| 48 電算システム関係の取扱いについて | |

使用料・手数料の取扱いについて

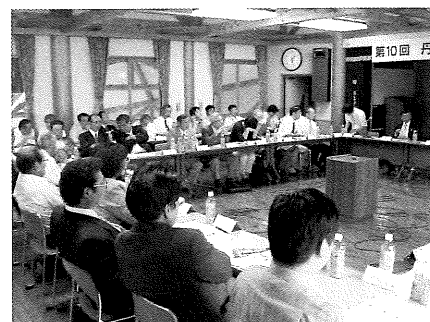
◆使用料・手数料の取扱いについて協議を行い、以下のとおり承認されました。

①使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一または類似する施設の使用料については、できる限り統一に努める。



②手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により合併時に統一する。



上・下水道関係事業について

◆上・下水道関係事業についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

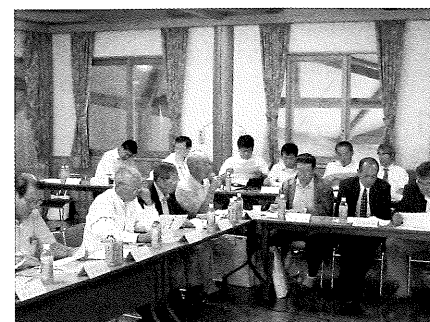
①水道関係については、

- 1) 簡易水道については、現行のとおり新町に引き継ぎ、使用料、加入金、管理運営等については、新町において調整する。
- 2) 飲料水供給施設等の施設及び管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

②農業、林業集落排水事業については、

- 1) 現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2) 使用料は、合併までに調整する。
- 3) 加入金は30万円とする。

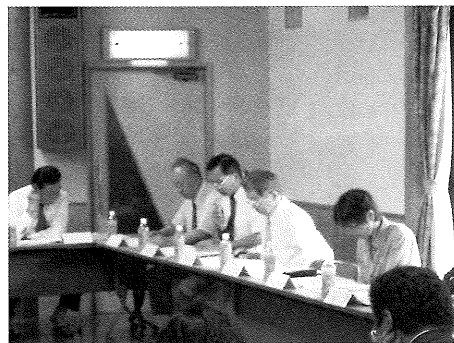
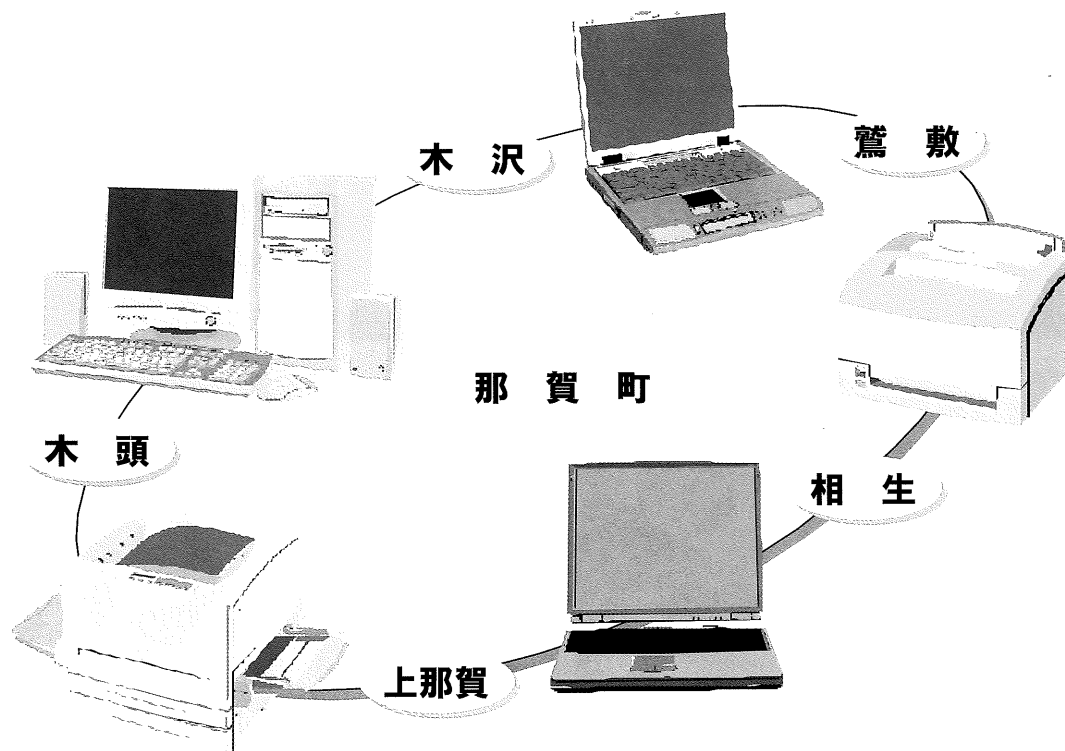
③合併処理浄化槽については、補助制度を新町において調整する。



電算システム関係の取扱いについて

◆電算システム関係の取扱いについて協議を行い、以下のとおり承認されました。

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。



合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

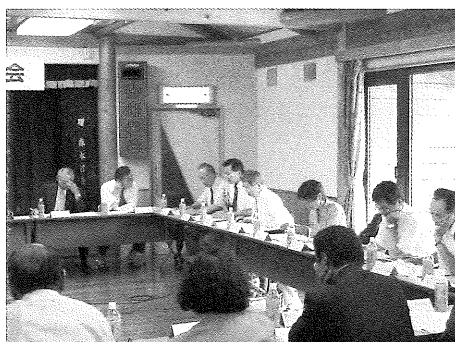
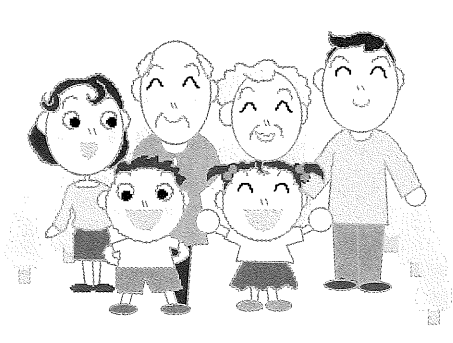
また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

那賀町まちづくり計画検討会

平成16年7月22日(木)

相生ふるさと交流館2F会議室

那賀町まちづくり計画の検討会を開催し、まちづくり計画について意見交換を行いました。



第11回丹生谷合併協議会の開催日時や場所については、丹生谷合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。

協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越し下さい。

ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせていただきます場合がありますのでご了承ください。



編集 丹生谷合併協議会事務局
発行 〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板 35 番地 (相生ふるさと交流館内)
TEL (0884) 64-0555 FAX (0884) 64-0557

